

10月1日から 雇用保険法が変わります!

～雇用保険被保険者のみなさまへお知らせ～

(1) 雇用保険の受給者資格要件が変わります

- ・これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者/短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- ・原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

- 【旧】・短時間労働者以外の一般被保険者は6月(各月14日以上)の被保険者期間が必要
・短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)は12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要

【新】雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要。※倒産・解雇等により離職された方は、6月(各月11日以上)が必要。

(2) 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- ・給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- ・平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】休業期間中30%+職場復帰後6か月10%

【新】休業期間中30%+職場復帰後6か月20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。

(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)

(3) 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- ・本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- ・また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率および上限額を一本化します。
- ・いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】被保険者期間3年以上5年未満 20%(上限10万円)
被保険者期間5年以上 40%(上限20万円)

【新】被保険者期間3年以上 20%(上限10万円)
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

(4) 特例一時金の給付水準が変わります

- ・特例一時金の給付水準が基本手当日額の40日相当分となります。
- ・平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】基本手当日額の50日相当分

【新】基本手当日額の40日相当分

◆お問い合わせ

佐渡公共職業安定所(ハローワーク佐渡)雇用保険係
☎27-2248

☆雇用保険法改正の概要は、下記ホームページで
ご覧になれます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>

社会福祉法人 庄やの里 介護老人保健施設 親里 平成19年度 職員募集

◇採用人員

- ・看護師(9名) 看護師、准看護師免許を有する者
- ・介護員(28名) 介護福祉士等の資格を有する者
- ・支援相談員(2名) 社会福祉士主任任用資格を有する者
- ・理学療法士(1名) 理学療法士の資格を有する者
- ・作業療法士(1名) 作業療法士の資格を有する者
- ・介護支援専門員(3名) 介護支援専門員の資格を有する者
- ・管理栄養士(1名) 管理栄養士の資格を有する者

◇試験の日時・場所 9月中旬予定 佐渡市内

※日時、試験会場は応募者に事前に連絡します

◇試験方法 作文および面接試験

◇応募手続

- ・応募締め切り 8月31日(金)必着
- ・提出書類 自筆履歴書(写真添付)1通

資格を証明できる書類(免許証の写し等)
1通

- ・※資格取得見込みの場合はその旨を履歴書に記載のこと
- ・提出先・お問い合わせ

〒952-0109 佐渡市新穂大野1117

社会福祉法人 庄やの里 介護老人保健施設 親里
開設準備室(仮事務所) ☎22-3531

◇勤務地 介護老人保健施設 親里

(佐渡市住吉1262)

◇その他 施設開設は平成20年7月を予定しています

